

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 : 30～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階
共用大会議室

会 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- 3 令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 今後の審議の進め方について
(参考人聴取について)
- 5 令和８年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- 6 金額提示
- 7 今後の審議スケジュールについて
- 8 その他

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- 3 令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 今後の審議の進め方について
(参考人聴取について)

5 令和8年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について

6 金額提示

7 今後の審議スケジュールについて

8 その他

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会資料

宮 崎 労 働 局

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	2
3	生活保護と最低賃金	4
4	令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果	8
5	令和 8 年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（本審・運営小委員会）案	21
6	令和 8 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	22
7	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（本省提供 全国・宮崎県）	25
8	ランク別消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の推移（中央最低賃金審議会資料 5 回目抜粋）	26
9	全国と宮崎県との比較（倒産件数、連合春季生活闘争回答集計）	27
10	令和 8 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況	28

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和8年7月23日

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮 川 香 代 子	はるの法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	自治労宮崎県本部 副執行委員長
	しらさき よういち 白 崎 洋 一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者 代表 委員	さこう しげひさ 酒 匂 重 久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら みつはる 中 原 光 晴	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	みやざき としなり 宮 崎 敏 也	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順
(敬称略)

宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- 第 1 条 この規程は、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の、議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要事項について定めるものとする。
- 第 2 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、専門部会長（以下「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、宮崎労働局長又は 3 分の 1 以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により宮崎労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮崎労働局長に通知するものとする。
- 第 3 条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 第 4 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第 5 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 会議の公開に関する諸手続き等については、別途「審議会公開要領」に定める。
- 第 7 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不

当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

（附則） 改正後の規程は、昭和58年7月9日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、平成8年4月1日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、平成9年12月12日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、平成12年5月9日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、平成13年5月10日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、令和元年8月1日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。

（附則） 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。

生活保護費と最低賃金額の比較(令和8年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準 （第1類費＋第2類費（冬 期加算を除く）＋特例加算 ＋経過加算＋冬期加算＋ 期末一時扶助費）＋住宅扶 助）（注2）	最低賃金（令和6年度） ×173.8×0.824	最低賃金（令和7年度） ×173.8×0.824
北海道	106,748	144,643	153,952
青森	98,500	136,480	147,364
岩手	96,372	136,337	147,651
宮城	102,092	139,344	148,653
秋田	96,617	136,194	147,651
山形	97,883	136,767	147,794
福島	96,194	136,767	147,937
茨城	95,043	143,927	153,809
栃木	99,049	143,784	152,950
群馬	97,745	141,063	152,234
埼玉	112,678	154,382	163,404
千葉	109,528	154,095	163,261
東京	123,302	166,555	175,577
神奈川	118,968	166,411	175,434
新潟	99,511	141,063	150,372
富山	95,915	142,925	152,090
石川	98,292	140,920	150,945
福井	95,758	140,920	150,801
山梨	92,936	141,493	150,658
長野	96,335	142,925	151,947
岐阜	97,806	143,354	152,520
静岡	103,069	148,080	157,103
愛知	104,423	154,238	163,261
三重	96,028	146,505	155,671
滋賀	99,991	145,646	154,668
京都	109,808	151,517	160,683
大阪	111,922	159,537	168,560
兵庫	108,691	150,658	159,824
奈良	98,849	141,206	150,515
和歌山	95,935	140,347	149,656
鳥取	94,995	137,053	147,508
島根	92,880	137,769	147,937
岡山	100,989	140,633	149,942
広島	103,909	146,075	155,384
山口	92,182	140,204	149,369
徳島	89,651	140,347	149,799
香川	96,583	138,915	148,367
愛媛	97,475	136,910	147,937
高知	93,169	136,337	146,505
福岡	99,484	142,066	151,374
佐賀	92,137	136,910	147,508
長崎	94,540	136,480	147,651
熊本	93,792	136,337	148,080
大分	92,701	136,623	148,224
宮崎	92,963	136,337	146,505
鹿児島	92,606	136,480	146,935
沖縄	95,872	136,337	146,505

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活扶助基準額（令和5年10月改定反映）

○第1類費、第2類費（冬期加算を除く）、特例加算、経過加算 合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
18～19歳・1人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和5年10月改定に基づく計算式等については参考1－2を参照のこと。

宮崎市

都城市
延岡市

その他

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
I区・1人	12,780	10～4月
II区・1人	9,030	10～4月
III区・1人	7,460	11～4月
IV区・1人	6,790	11～4月
V区・1人	4,630	11～3月
VI区・1人	2,630	11～3月

宮崎県

（冬季加算地区区分）

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他 宮崎県

○期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
1人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

宮崎市

都城市
延岡市

その他

生活保護と最低賃金の比較の計算（宮崎県）
（生活保護及び最低賃金は令和6年度のデータを使用）

I 前提

○ 若年単身→ 生活保護基準では18～19歳・単身（1人）世帯

○ 宮崎県

・ 冬季加算地区 →	VI区			
・ 県内級地別人口 →	1級地－1	0	1級地－2	0
	2級地－1	401,339	2級地－2	0
	3級地－1	279,034	3級地－2	389,203

宮崎市人口	401,339	※令和2年国勢調査（人口等基本集計）
都城市人口	160,640	
延岡市人口	118,394	
その他人口	389,203	
宮崎県人口	1,069,576	

○ 生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）

・ 第1類費、第2類費

合算額（単位：円）

年齢区分	世帯人員	2級地－1	3級地－1	3級地－2
18～19歳	1人	72,430	70,080	67,740

・ 冬季加算（単位：円）

加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
VI区・1人	2,630	11月から3月まで

・ 期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	2級地－1	3級地－1	3級地－2
1人	12,880	11,610	10,970

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和6年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

70,110.30（1円未満四捨五入せず）

② 第2類費のうち冬季加算（1ヶ月平均）

1,095.83

③ 期末一時扶助費（1ヵ月平均）

級地別の期末一時扶助費（1ヵ月平均）

2級地－1 1,073.33（1円未満四捨五入せず）

3級地－1 967.50（1円未満四捨五入せず）

3級地－2 914.17（1円未満四捨五入せず）

人口加重平均を求めると

987.80（1円未満四捨五入せず）

生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

＝ **72,193.94**（1円未満四捨五入せず）

(2) 住宅扶助実績値（令和6年度）

※第3－10表使用

単身被保護世帯数→	宮崎市	5,709 世帯
	宮崎市以外	6,083 世帯
	合計	11,792
住宅扶助実績値→	宮崎市	23,976.0
	宮崎市以外	17,759.9

20,769.37（1円未満四捨五入せず）

(3) 生活扶助基準＋住宅扶助実績値

＝ **92,963.32**（（1）＋（2））≒ **92,963**（1円未満四捨五入）

Ⅲ 最低賃金との比較

時間給 952 円（令和 6 年度宮崎県最低賃金額）
月の労働時間 173.8 時間（週40時間）
可処分所得割合 0.824（令和 6 年度の秋田県の最低賃金額951円を基に算出）
時給952円（令和 6 年度宮崎県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた
場合の1ヶ月の収入（手取額）は、
 $136,337.06$ （ $952\text{円}/\text{時間} \times 173.8\text{時間} \times \text{可処分所得割合}0.824$ ）
≒ **136,337**（1円未満四捨五入）

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、
生活保護－最低賃金（手取額）＝ $92,963 - 136,337 = \Delta 43,374\text{円}$
となるため、最低賃金が生活保護水準を上回っている。

（参考）
1時間当たりの金額（最低賃金額に対する金額）は、
 $\Delta 43,374\text{円} \div 173.8 \div 0.824 = \Delta 302.87\text{円} \div \Delta 303\text{円}/\text{時間}$ （1円未満四捨五入）
となる。

令和8年度

最低賃金に関する基礎調査結果

(地域別最低賃金)

宮 崎 労 働 局

部会8

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 分布特性値等についての説明
- 3 未満率・影響率についての説明
- 4 地域別最低賃金にかかる影響率一覧表
- 5 賃金特性値の推移
- 6 就業形態別賃金特性値の比較
- 7 業種別賃金実態一覧表（地域別最低賃金適用労働者）

最低賃金に関する基礎調査の概要

- 1 趣旨
宮崎県の最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。
- 2 調査産業
日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療、福祉」及び『サービス業』。
なお、サービス業の内訳は、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業である。
- 3 調査事業所
2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売業、小売業（各種商品小売業は100人未満）、飲食サービス業、宿泊業、医療、福祉及びサービス業は30人未満の常用労働者数を雇用する民間事業所のうちから一定の方法によって抽出された事業所。

643 事業所
- 4 調査労働者
3の事業所に雇用される労働者（全産業）

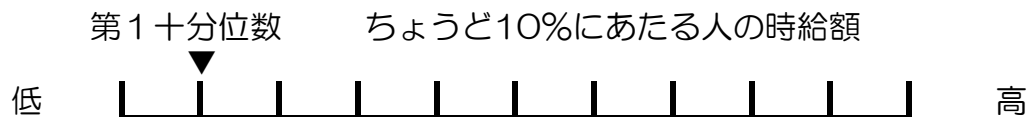
5,713 人
- 5 調査対象事項及び調査対象期日
令和8年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。
- 6 調査実施期間
令和8年5月8日から7月28日まで
- 7 調査票の審査及び集計作業は、宮崎労働局にて行った。

分布特性値

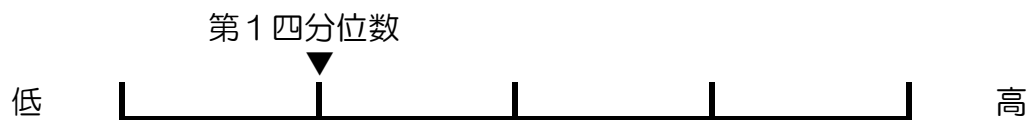
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1十分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



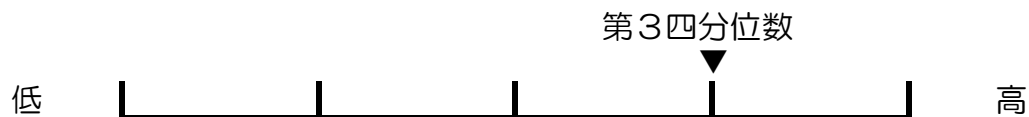
(ロ) 第1四分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



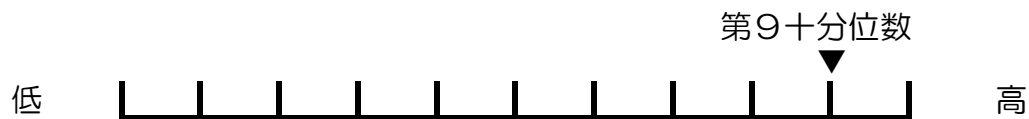
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3四分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9十分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

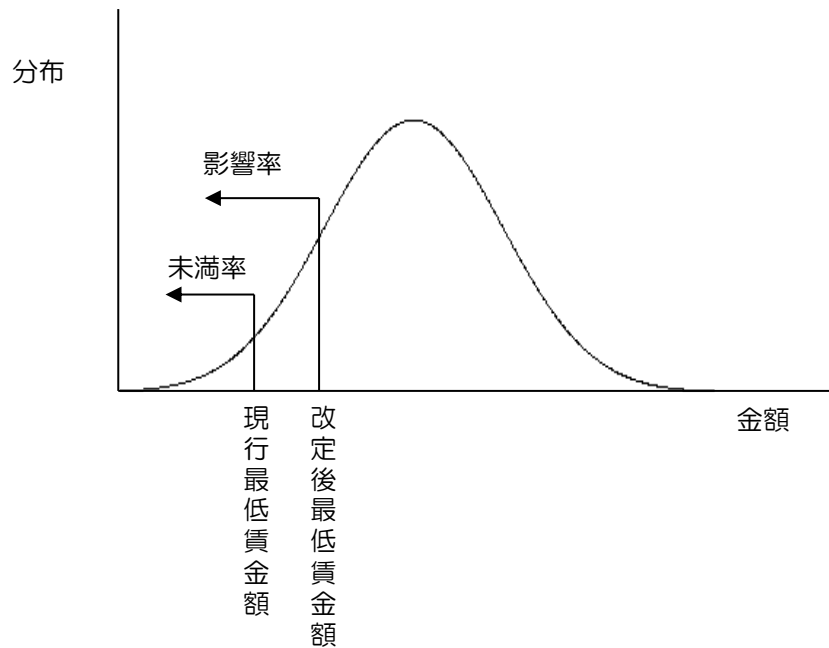
$$(イ) \text{ 四分位分散係数 } = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

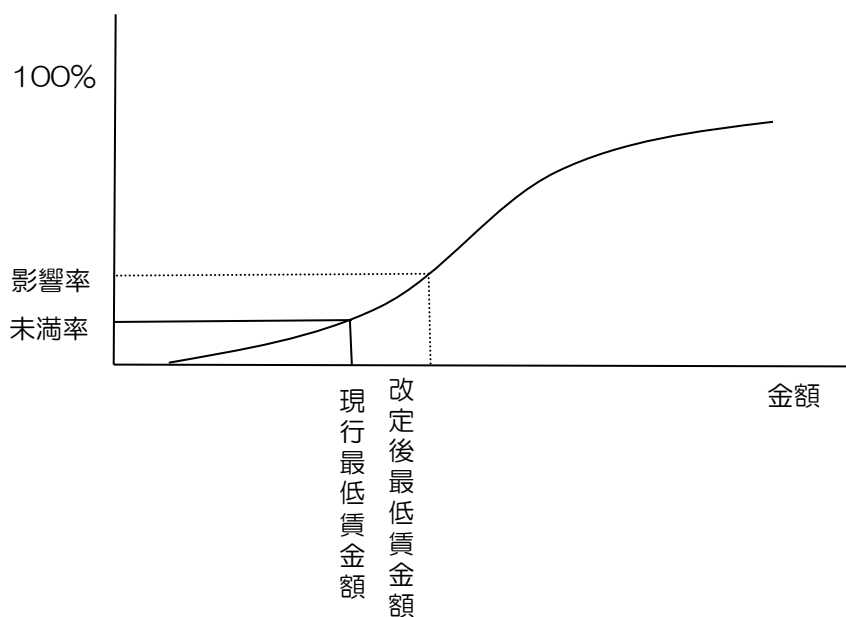
$$(ロ) \text{ 十分位分散係数 } = \frac{\text{第9十分位数} - \text{第1十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。



地域別最低賃金にかかる影響率一覧表

地賃適用（特定適用除外のみ含む）

令和7年度改正 1,023円 未満率2.81%							
改定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)	改定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)
				1022円			
				1023円	0	(未満率)	2.81%
				1024円	1	0.10%	9.10%
				1025円	2	0.20%	9.34%
				1026円	3	0.29%	11.25%
				1027円	4	0.39%	11.73%
				1028円	5	0.49%	11.77%
				1029円	6	0.59%	12.28%
				1030円	7	0.68%	12.30%
				1031円	8	0.78%	16.49%
				1032円	9	0.88%	16.60%
				1033円	10	0.98%	16.70%
				1034円	11	1.08%	16.96%
				1035円	12	1.17%	17.23%
				1036円	13	1.27%	17.64%
				1037円	14	1.37%	17.83%
				1038円	15	1.47%	17.99%
				1039円	16	1.56%	18.05%
				1040円	17	1.66%	18.10%
				1041円	18	1.76%	18.91%
				1042円	19	1.86%	19.43%
				1043円	20	1.96%	19.52%
				1044円	21	2.05%	19.74%
				1045円	22	2.15%	19.82%
				1046円	23	2.25%	20.01%
				1047円	24	2.35%	20.09%
				1048円	25	2.44%	20.28%
				1049円	26	2.54%	20.34%
				1050円	27	2.64%	20.41%
				1051円	28	2.74%	23.93%
				1052円	29	2.83%	24.07%
				1053円	30	2.93%	24.12%
				1054円	31	3.03%	24.19%
				1055円	32	3.13%	24.21%
				1056円	33	3.23%	24.29%
				1057円	34	3.32%	24.62%
				1058円	35	3.42%	24.86%
				1059円	36	3.52%	24.86%
				1060円	37	3.62%	24.90%
				1061円	38	3.71%	25.84%
				1062円	39	3.81%	25.91%
				1063円	40	3.91%	26.09%
				1064円	41	4.01%	26.16%
				1065円	42	4.11%	26.21%
				1066円	43	4.20%	26.26%
				1067円	44	4.30%	26.34%
				1068円	45	4.40%	26.41%
				1069円	46	4.50%	26.50%
				1070円	47	4.59%	26.62%
				1071円	48	4.69%	27.43%
				1072円	49	4.79%	27.79%
				1073円	50	4.89%	27.94%

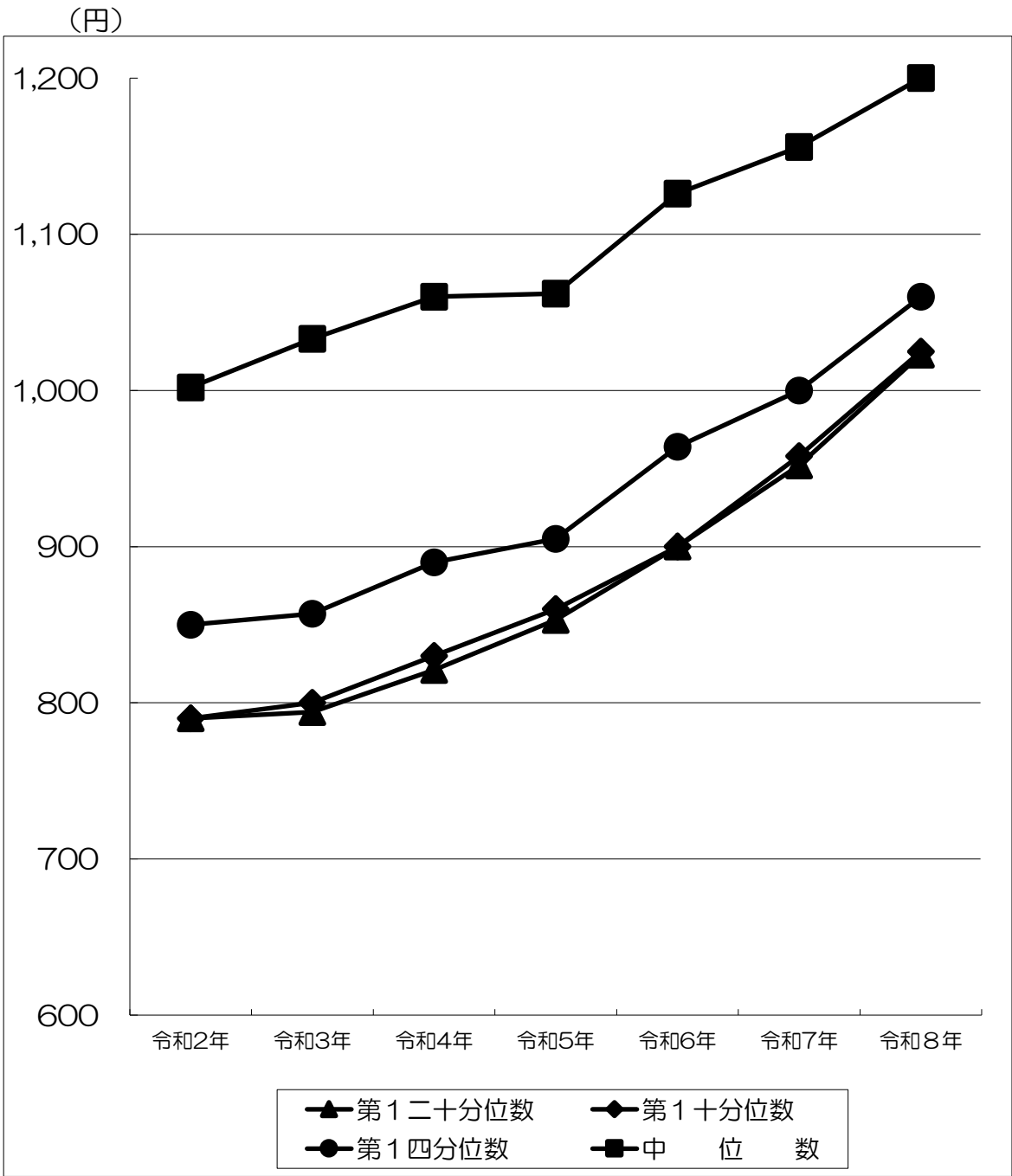
改 定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)	改 定 最賃額	引上げ額(円)	改定率 (%)	影響率 (%)
				1074円	51	4.99%	28.00%
				1075円	52	5.08%	28.05%
				1076円	53	5.18%	28.62%
				1077円	54	5.28%	28.84%
				1078円	55	5.38%	29.00%
				1079円	56	5.47%	29.19%
				1080円	57	5.57%	29.26%
				1081円	58	5.67%	29.77%
				1082円	59	5.77%	29.88%
				1083円	60	5.87%	30.03%
				1084円	61	5.96%	30.16%
				1085円	62	6.06%	30.18%
				1086円	63	6.16%	30.26%
				1087円	64	6.26%	30.35%
				1088円	65	6.35%	30.46%
				1089円	66	6.45%	30.69%
				1090円	67	6.55%	30.75%
				1091円	68	6.65%	31.39%
				1092円	69	6.74%	31.43%
前年度時点				1093円	70	6.84%	31.47%
1023円	71	7.46%	30.50%	1094円	71	6.94%	31.57%
				1095円	72	7.04%	31.62%
				1096円	73	7.14%	31.85%
				1097円	74	7.23%	32.13%
				1098円	75	7.33%	32.23%
				1099円	76	7.43%	32.39%
				1100円	77	7.53%	32.47%
				1101円	78	7.62%	36.68%
				1102円	79	7.72%	36.85%
				1103円	80	7.82%	36.98%
				1104円	81	7.92%	37.19%
				1105円	82	8.02%	37.27%
				1106円	83	8.11%	37.45%
				1107円	84	8.21%	37.59%
				1108円	85	8.31%	37.68%
				1109円	86	8.41%	37.78%
				1110円	87	8.50%	37.79%
				1111円	88	8.60%	38.33%
				1112円	89	8.70%	38.37%
				1113円	90	8.80%	38.41%
				1114円	91	8.90%	38.51%
				1115円	92	8.99%	38.64%
				1116円	93	9.09%	38.81%
				1117円	94	9.19%	38.95%
				1118円	95	9.29%	38.98%
				1119円	96	9.38%	39.05%
				1120円	97	9.48%	39.17%
				1121円	98	9.58%	39.43%
				1122円	99	9.68%	39.60%
				1123円	100	9.78%	39.71%

- ・「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- ・「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。
- ・小数点以下第3位を四捨五入

賃金特性値の推移（地賃 適用労働者計）
 特賃4業種の適用除外のみ含む

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
第1二十分位数	790	794	821	853	900	952	1,023
第1十分位数	790	800	830	860	900	958	1,025
第1四分位数	850	857	890	905	964	1,000	1,060
中位数	1,002	1,033	1,060	1,062	1,126	1,156	1,200

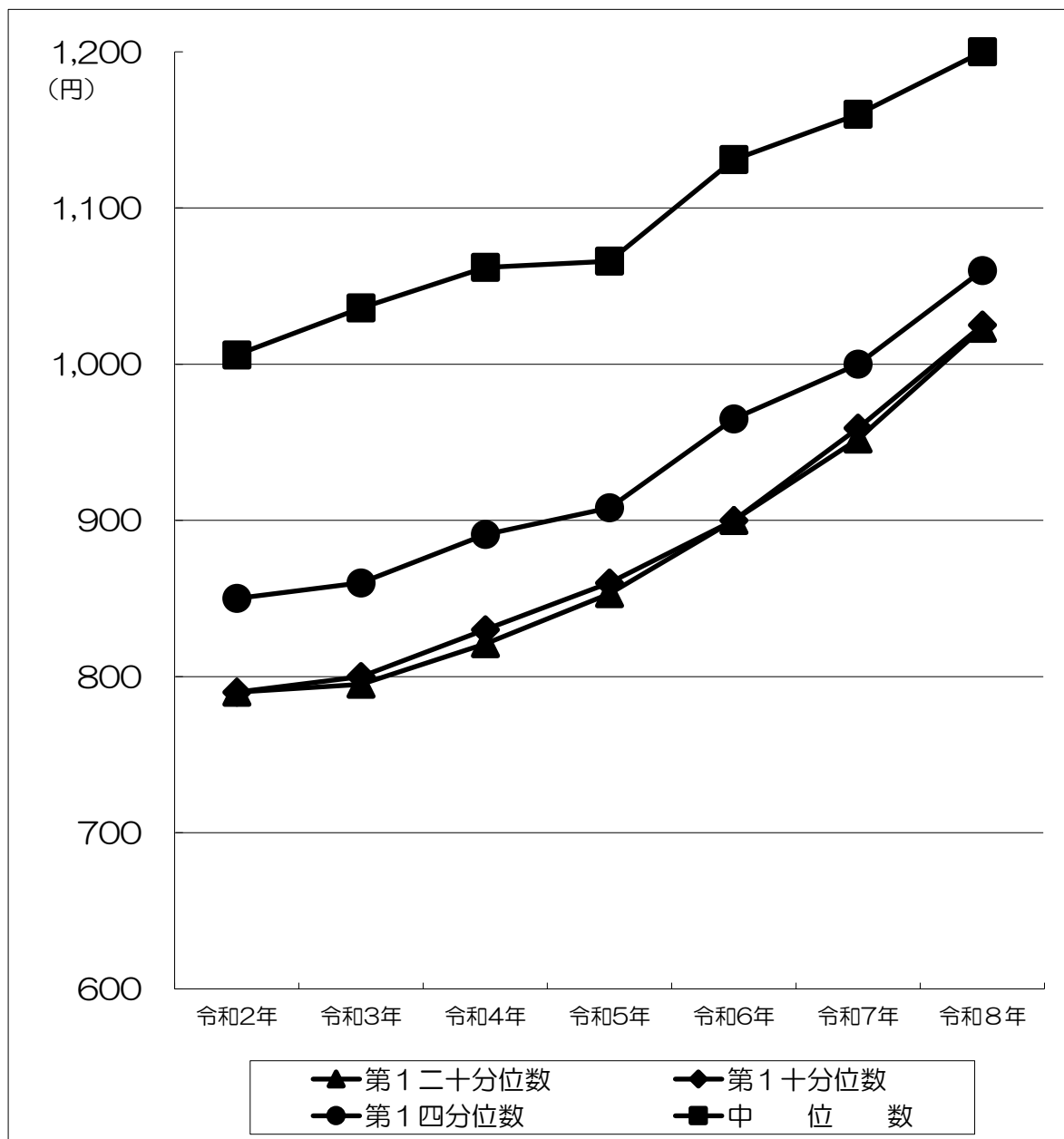
(単位：円)



賃金特性値の推移（参考 調査全産業 計）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
第1二十分位数	790	795	821	853	900	952	1,023
第1十分位数	790	800	830	860	900	959	1,025
第1四分位数	850	860	891	908	965	1,000	1,060
中位数	1,006	1,036	1,062	1,066	1,131	1,160	1,200

（単位：円）



就業形態別賃金特性値の比較(地賃適用労働者 計)

特賃4業種の適用除外を含む

(単位：円)

全て（一般＋パート）

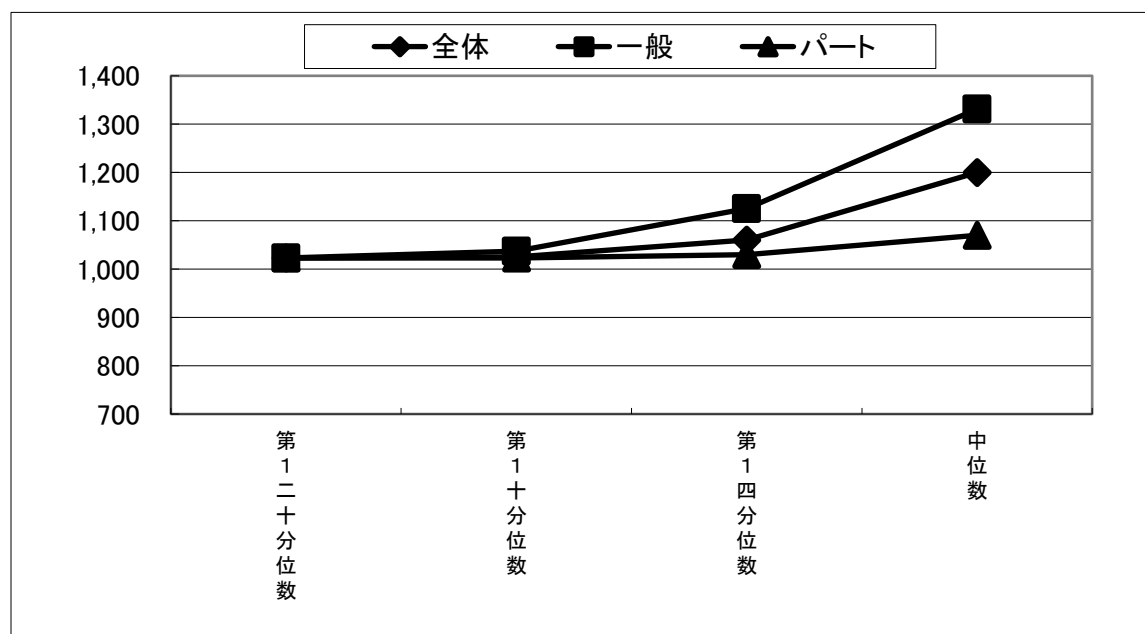
	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,023	1,023	1,023
第 1 十 分 位 数	1,025	1,025	1,023	1,030
第 1 四 分 位 数	1,060	1,066	1,050	1,098
中 位 数	1,200	1,200	1,198	1,244

一般

	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,022	1,028	1,030
第 1 十 分 位 数	1,037	1,028	1,047	1,054
第 1 四 分 位 数	1,125	1,103	1,144	1,121
中 位 数	1,331	1,326	1,333	1,325

パート

	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,023	1,023	1,023
第 1 十 分 位 数	1,023	1,025	1,023	1,023
第 1 四 分 位 数	1,030	1,041	1,025	1,025
中 位 数	1,070	1,100	1,050	1,070



就業形態別賃金特性値の比較(参考 調査全産業 計)

(単位：円)

全て（一般＋パート）

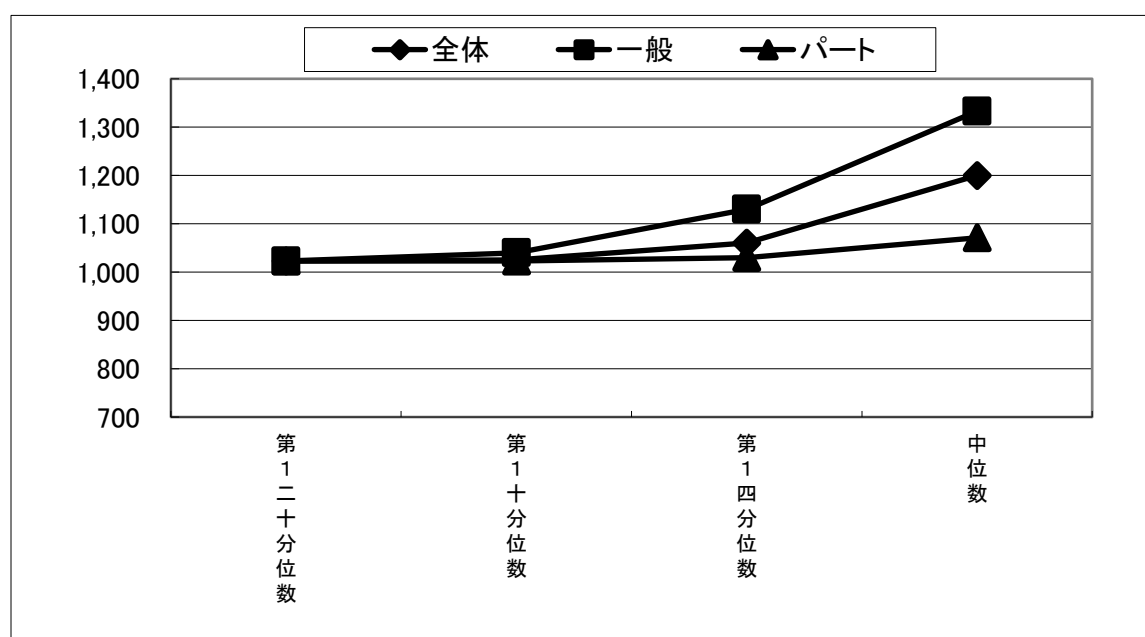
	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,023	1,023	1,023
第 1 十 分 位 数	1,025	1,025	1,023	1,035
第 1 四 分 位 数	1,060	1,068	1,050	1,100
中 位 数	1,200	1,200	1,200	1,233

一般

	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,023	1,028	1,030
第 1 十 分 位 数	1,040	1,028	1,050	1,054
第 1 四 分 位 数	1,130	1,104	1,145	1,121
中 位 数	1,333	1,330	1,339	1,321

パート

	合計	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第 1 二 十 分 位 数	1,023	1,023	1,023	1,023
第 1 十 分 位 数	1,023	1,025	1,023	1,023
第 1 四 分 位 数	1,030	1,041	1,025	1,040
中 位 数	1,071	1,100	1,050	1,100



業種別賃金実態一覧表(地域別最低賃金 適用労働者)

特定最賃 適用除外を含む

	地賃適用産業 計 全て	地賃適用産業 計 一般	地賃適用産業 計 パート	製造業 計 全て	卸売業、小売業 全て	飲食店、宿泊業 全て	医療、福祉 全て	サービス業 全て
月平均賃金額（円）	192,036	242,016	94,447	218,331	195,293	113,494	204,643	206,063
時間当平均賃金額（円）	1,373	1,474	1,177	1,389	1,381	1,154	1,446	1,422
月一人当たり労働時間数（時間）	136	164	81	156	136	97	141	139
第1二十分位数（円）	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023
第1十分位数（円）	1,025	1,037	1,023	1,030	1,023	1,023	1,035	1,028
第1四分位数（円）	1,060	1,125	1,030	1,087	1,034	1,040	1,106	1,097
中位数（円）	1,200	1,331	1,070	1,275	1,147	1,100	1,300	1,255
四分位偏差係数	0.1800	0.1882	0.0673	0.1686	0.2092	0.0727	0.1642	0.1924
適用労働者数（人）	155,098	102,568	52,530	25,880	48,893	20,938	34,103	25,085
未満率（％）	2.81%	3.68%	1.12%	0.76%	4.62%	2.25%	2.25%	2.67%

* 令和7年度 最低賃金に関する基礎調査結果による。
* 「全て」とは、一般労働者とパート労働者の合計である。
* 「地賃適用産業」とは、特賃4業種を除き、特賃適用除外を含む。
* 「サービス業」とは、洗濯業、理美容業、自動車整備業、建物サービス業、その他のサービス業の合計である。
* 未満率は、小数点以下第3位を四捨五入。

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案) (令和8年度第1回本審確・運小確認)【案】

	令和8年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 3月
本 審	6日(月) 10:00～ 第1回 本審 地賃諮問 審議の進め方 実地視察(報告) 運営小委員会 運営計画 6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程調整	5日(水) 13:30～ 第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問 中賃目安伝達	24日(月) 16:00頃～ 開催時刻は前後 第3回 本審 部会報告 審議、採決 答申	9日(水) 10:00～ 異議申出締切翌日 第4回 本審 異議審 必要性答申 特定最賃改正諮問 (必要性有の場合) 県最賃発効日 10/18(日)	第5回 本審 部会報告 特質の答申 (特定最賃専門部会が全会一致でなかった場合に開催) (特定最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)		3月中旬 15:30～ 第5or6回 本審 意向表明 実地視察 意見聴取
地賃専門部会		5日(水) 14:30～ 第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 実地視察委員報告 地賃参考人 聴取について 基礎調査結果 基本的見解 金額提示	13日(木) 13:30～ 第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議	17日(月) 13:30～ 第3回部会 金額提示 金額審議	21日(金) 13:30～ 第4回部会 金額提示 金額審議 公益見解提示	24日(月) 13:30～ 第5回部会 公益見解審議 結審 予備日 8/25	
特定最賃			26日(水) 10:00～ 第1回 検討小委員会 必要性審議 意見聴取 予備日 9/1	31日(月) 10:00～ 第2回 検討小委員会 必要性審議	10月1日(木)～10月30日(金) 年内発効 各特定最賃専門部会(2～3回で結審) 基本的見解 金額審議	特定最賃発効	
備考			8月 24日(月) 答申 9/8日(火) 異議申出締切	9月 18日(金) 官報公示	10月 18日(日) 地賃発効		

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

資料 6

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月20日(火)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（食料・都道府県別）

	2025年			2026年						(単位：％)	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
全国	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4
宮崎県 (宮崎市)	5.9	5.9	3.7	3.4	4.5	4.1	2.4	3.3	2.0	3.9	6.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」
(注)
1 指数は、「食料」である。
2 「2025年10月～2026年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（持家の帰属家賃を除く総合・都道府県別）

	2025年			2026年						(単位：％)	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
全国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9
宮崎県 (宮崎市)	3.8	3.7	2.3	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	2.1	4.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」
(注)
1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。
2 「2025年10月～2026年6月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

(本省提供資料より作成)

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
Aランク	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
Bランク	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

倒 産 件 数

	2 0 2 5 年			2 0 2 6 年					
	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
全国	965	778	928	887	851	924	883	780	1,021
前年同月比	6.16%	▲ 7.49%	10.21%	5.59%	11.38%	8.32%	6.64%	8.98%	20.40%
宮崎	7	3	4	2	5	3	2	4	9
前年同月比	12.50%	200%	0%	▲ 60.0%	▲ 16.66%	0%	▲ 50.0%	▲ 20.0%	50.0%

資料出所：東京商工リサーチ

連合 春季生活闘争 回答集計

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
全国	1.78%	2.07%	3.58%	5.10%	5.25%	5.01%
宮崎	1.88%	1.84%	3.38%	4.01%	4.21%	4.33%

資料出所：連合及び連合宮崎公表結果

令和8年3月高等学校卒業予定者の県内就職内定状況

全 国

		県内就職率
1	鹿児島	57.3%
2	奈良	58.3%
3	宮崎	59.5%
4	青森	59.7%
5	埼玉	65.0%
6	熊本	65.4%
7	佐賀	65.6%
8	高知	66.4%
9	秋田	69.4%
10	長崎	70.4%

Cランク

		県内就職率	前年比
1	鹿児島	57.3%	
2	宮崎	59.5%	
3	青森	59.7%	▲0.5%
4	熊本	65.4%	
5	佐賀	65.6%	
6	高知	66.4%	▲2.2%
7	秋田	69.4%	▲3.8%
8	長崎	70.4%	
9	沖縄	71.5%	
10	岩手	71.8%	▲0.3%
11	鳥取	72.1%	▲4.9%
12	大分	72.8%	
13	山形	74.2%	▲3.0%

九州・沖縄

		県内就職率	前年比
1	鹿児島	57.3%	▲0.5%
2	宮崎	59.5%	▲2.8%
3	熊本	65.4%	▲1.7%
4	佐賀	65.6%	▲0.7%
5	長崎	70.4%	▲1.3%
6	沖縄	71.5%	▲0.3%
7	大分	72.8%	▲0.9%
8	福岡	81.3%	▲0.1%

資料出所：文部科学省 令和8年3月高等学校卒業者の就職状況（令和8年3月末現在）に関する調査
母集団には、学校または公共職業安定所の紹介を希望する者のほか、学校等の紹介を希望しない自営業者や公務員などを含む。